

ジェイアールバス東北本部

第32号

2020年6月8日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

申8号「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業の実施等に関する申し入れ」について団体交渉を行う

ジェイアールバス東北本部は、2020年6月5日（金）に申8号「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う休業の実施等に関する申し入れ」について団体交渉を行いました。主な議論経過は以下の通りです。

1. 新型コロナウイルス感染症発生に伴う休業の実施に至った経緯を明らかにすること。
 - (組合) 休業を実施するメリット・デメリットを明らかにすること。
 - (会社) 予備では基本給のみであり、**契約社員は特に休業し平均賃金を貰うほうが良い。デメリットは無い**と考えている。
 - (組合) 休業日数は社員1人あたり何日という取り決めはあるのか。また、いつまで休業できるのか明らかにすること。
 - (会社) 1人あたり何日という取り決めは無い。各職場で公平な勤務操配をさせていく。**休業期間は現状6月いっぱい、国の制度が延長になれば活用していく。**
2. 雇用調整助成金を活用することで経営の安定を図り、社員の雇用を守ること。
 - (組合) この様な状況で、休業していることで雇用の不安を訴える組合員もいる。
 - (会社) **雇用調整助成金を活用し、雇用を守っていく。**
3. 秋田支店を全休とした理由及び再開の見通しを明らかにすること。
 - (会社) 営業所単位で休業したほうが良いからであり、再開に向け話している。
 - (組合) 支店の存続を不安に思っている社員もいる。再開の際には事前に社員に連絡するのか明らかにすること。
 - (会社) **秋田支店は、状況を見ながら再開する。その際は事前に連絡し訓練なども行う。**
4. 秋田支店以外の対象箇所において、休業となる対象人数と今後の運休・減便拡大について明らかにすること。
 - (会社) 県をまたぐ移動の自粛要請が6月19日までとなっている。**解除と乗車率を見て検討していく。**
5. 休業対象箇所においては、柔軟に対応し公平な勤務操配を行うこと。
 - (会社) 柔軟公平に対応している。
6. 緊急事態宣言延長により、保育園、幼稚園、各学校の休校が延長になるのに伴い、負担の増える家庭を持つ社員に対し特別休暇等の優遇措置を設けること。
 - (組合) 休業補償の無い事業所において、学校の休校にともない年休、保存休を利用した社員へ特別休暇を付与すべきである。
 - (会社) 現時点では考えていない。**JR東日本会社が今後行えば変えていく。**
 - (組合) その時は、遡り特別休暇を付与するのか。
 - (会社) **遡って付与することは出来る。**
7. 組合員・社員及び家族に感染の可能性があり出勤できない場合の勤務の取扱いは、有給の休暇とし、感染者が出た際の対応を組合員・社員に周知すること。
 - (組合) 会社からの指示であれば自宅待機ではないか。
 - (会社) 自宅待機でも良いが、自宅待機になると賃金の減額になるので年休のある方は年休処理にした方が良い。
 - (組合) 今後、第2波第3波に備え、組合員・社員の不安解消のため対応を明らかにするべきである。
 - (会社) 東日本の動向を見ながら対処していく。
8. 職場で問題が発生した場合は、その都度協議を行うこと。
 - (会社) 協議していく。

各分会で議論を展開し

安全・安心・働きやすい職場をつくり上げよう!